

令和3年4月16日

特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之 様

株式会社アメニティーハウス

代表取締役 大谷 敦史



冠省 弊社の建物賃貸借契約約款の下記条項は削除いたします。

第10条（届出または通知事項）

1. 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等を、甲の指定する方法にて報告するものとします。
2. 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いずれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。

草々